

慶應義塾大学病院勤務医師・退職者の皆様へ

医師賠償責任保険のご案内



医師賠償責任保険

15%
割引*1

*1 団体割引15%が適用されます。

保険期間

2026年 4月 1日 午後4時から
2027年 4月 1日 午後4時まで

募集期間

2026年 1月 1日 から
2026年 2月 28日 まで

お問い合わせはこちらまで

代理店

株式会社慶應学術事業会

TEL : 03-3453-3846 (義塾内線 : 22486)

受付時間 平日 午前8時30分~午後5時(年末・年始を除く)

Email : hoken@keioae.com

スマホの方は
こちら

【ご加入内容に関するお知らせ】 現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット・加入依頼書等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. ご加入者(この保険に加入のお申込みをいただける方)

慶應義塾大学病院の勤務医師または退職者

2. 保険の対象となる方(被保険者)について

① ご加入者	
② ①の方のご家族(医師)	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
③ 慶應義塾大学病院の退職者	
④ ③の方のご家族(医師)	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟

※加入依頼書等に記載の「保険の対象となる方(被保険者)」欄にお名前を記載された方をいいます。

⚠️ ご注意

- 慶應義塾大学病院の勤務医師または退職者以外の方は、この保険に加入することができません。
- 個人立の病院・診療所の開設者の方は、この保険に加入することができません。
- ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師賠償責任保険においては被保険者の使用人その他業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による事故である場合に限り、引受保険会社がこれらの方へ求償することがあります

⚠️ 開業を予定されている先生方へのご注意

本保険は医療事故における勤務医師個人としての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。勤務医師の方が開業される場合は契約内容の変更手続きが必要ですので事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

医療法人を設立し、法人立の病院・診療所を開設される場合、開業前に行った医療業務に起因する勤務医師個人の賠償責任に備えるには、引き続き医師賠償責任保険への加入が必要です。詳しくは代理店へお問い合わせください。

		Vタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ (歯科医師)	Eタイプ (日医A会員)
支払限度額	1事故	3億円	2億円	1億円	5,000万円	1億円	100万円
	保険期間中	9億円	6億円	3億円	1.5億円	3億円	300万円
保険料(一時払)		66,390円	54,800円	43,200円	30,600円	5,740円	4,260円

- ※免責金額(自己負担額)は設定しません。
- ※歯科医師免許をご所有の方は、Dタイプのみご加入になれます。
- ※日本医師会A①・②会員の先生は、既に日本医師会医師賠償責任保険にご加入されていますので、Eタイプのみご加入になれます。
- ※個人立の病院・診療所の開設者の方は、この保険に加入することができません。
- ※産業医等活動保険にご加入を希望される際は別途代理店までご連絡ください。

高額化する損害賠償金に合わせて、**2億円以上の補償をお勧めします。**
専門性の高い事故対応体制が整っています！



事故例

■ 事例 1

心臓カテーテル検査後に感染性心内膜炎及び脳動脈瘤破裂が生じて重度の後遺障害が残存した事案について、担当医師の感染性心内膜炎の検査・診断・治療義務違反の過失を認め、1億4983万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1160 185頁

■ 事例 2

イレウス手術のための麻酔によって患者が心停止を来し、大脳皮質障害を原因とする植物状態に陥った事案で、術前の検査・診察を怠り、患者の状態に応じた麻酔方法を取らなかった過失があるとされ、1億1302万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1206 240頁

Q&A

Q1.	保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合の手続きについて教えてください。
A1.	<p>医師賠償責任保険は、保険期間中に患者の身体の障害が発見された場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や、廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療業務に起因する事故により被保険者が負う賠償責任については、補償の対象とすることができません。(保険期間中に事故発生を認識し、保険会社へ事故報告をしている場合はこの限りではありません。)</p> <p>保険契約を継続されない場合や、廃業により解約される場合は「廃業担保特約」を追加セットすることを推奨しております。この場合、解約後10年間は補償されます。ご加入にあたっては所定のお手続きのほか、追加保険料が必要となります。被保険者が死亡された場合は、相続人からその旨を通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすこともできます。</p> <p>※詳細につきましては慶應学術事業会へお問い合わせください。</p>
Q2.	被保険者が海外留学をする場合の手続きについて教えてください。
A2.	<p>ケース1. 留学に伴い勤務先を退職され、かつ留学中に日本に一時帰国して医療行為を行う可能性がない場合 ⇒退職前の期間の医療行為に関する賠償請求(Q1・A1参照)に備えるために、個人で医師賠償責任保険に、廃業担保特約を付帯して契約することをお勧めいたします。この場合、退職後10年間は補償されます。 ご加入にあたっては所定のお手続きのほか、追加保険料が必要となります。 ※詳細につきましては慶應学術事業会へお問い合わせください。</p> <p>ケース2. 留学しても勤務先を退職されない、留学期間が1年未満または留学期間中に日本に一時帰国して、医療行為を行う可能性がある場合。 ⇒現在のご契約を継続されることをお勧めいたします。</p>

医師賠償責任保険(医師特別約款)

被保険者(ご加入の先生)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因する患者の身体・生命の障害が、保険期間中に発見*1され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 被保険者が事故*2を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

*2 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

例えば…



診断を誤ったため、
患者の症状が悪化した。



手術ミスにより、
患者が重篤な
後遺症を負った。

医師賠償責任保険のPOINT

■ 医療業務中の事故を補償します。

医療業務によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)を与えてしまった場合に補償します。

■ 出張診療中も対象！

出張診療中に起こした医療事故も対象となります。

■ 指揮・監督責任を問われた場合も補償！

直接指揮監督下にある看護師等が行った医療業務による事故で、その指揮・監督責任を問われた場合も補償します。

■ 刑事弁護士費用も補償されます。〈刑事弁護士費用担保特約条項〉

被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検され、弁護士費用または訴訟費用を支出した場合に保険金をお支払いします。詳しくは「補償の概要等」をご確認ください。

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

ご注意ください！

病院と勤務医師(研修医を含む)が連名で訴えられた場合、勤務医師個人の責任が問われる部分については病院が加入する一般的な保険では補償されません！
勤務医師個人での勤務医師向けの保険への加入が必要です。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

■ 医師賠償責任保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「支払限度額・保険料表」等をご確認ください。

医師賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
医師賠償責任保険 (医師特別約款)	<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見*1された場合に限りです。</p> <p>*1 被保険者が患者の身体・生命の障害を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p>	<p>1. この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>*1 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。</p> <p>2. 保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・被保険者と他人との特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ・被保険者が業務を行う施設もしくは設備、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ・名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ・所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。))が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ・日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任 <p>等</p>
医師賠償責任保険 (医師特別約款) + 刑事弁護士費用担保特約条項	<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害(この特約条項において、以下「事故」といいます。)について、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合において、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし保険期間中に、事故が発見*1された場合に限り、発見の時から事件確定の時までに発生した業務上過失致死傷罪の疑いに関する費用に限りです。</p> <p>*1 被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)</p> <p>または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)</p> <p>のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p>	<p>1. この保険では、被保険者が負担する次の諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>① 弁護士費用 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等</p> <p>② 訴訟費用 刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます(ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。)</p> <p>2. 保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記1.の費用について、被保険者1名あたり、保険期間を通じて500万円を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p>次の場合は保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件確定により被保険者が有罪となった場合 <p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・被保険者と同居する親族に生じた事故 ・被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人に生じた事故 ・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する事故 ・所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。))が遂行した医療行為に起因する事故 <p>次の費用を支出したことによって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑法第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用 ・弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用 <p>次の訴訟費用を支出したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた訴訟費用 ・被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用 ・刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する訴訟費用 <p>等</p>

医師賠償責任保険 ご注意事項

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項、被害者に対する捜査の内容他申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報(刑事弁護士費用担保特約条項付帯の場合)について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故・事由について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

医師賠償責任保険 ご注意事項

●保険料の決定の仕組み

保険料は加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

●保険料の払込方法

払込方法・払込回数についてはパンフレット等をご確認ください。

●保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 * 1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1を解除することがありますのでご注意ください。

* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

●加入者票

ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、代理店、または引受保険会社にお問い合わせください。加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人 * 1またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

* 1 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

※このパンフレットは医師賠償責任保険の概要をご紹介します。詳細は、引受保険会社から契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。なお、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社にご照会ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



ナビダイヤル

0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お申込み方法

「ご注意事項」を必ずご確認ください。

募集期間	2026年1月1日から2026年2月28日まで
保険料の払込方法	ご指定の口座より6月29日に引き落とします(一時払)。
新規ご加入の方	ネット募集システム「e-CHOICE」の「お手続きサイト」にアクセスし、必要事項を入力してお手続きください。 URL http://ezoo.jp/ds2/keio2604 
現在ご加入の方	変更を希望される方 ご登録内容を変更される場合は、同封の「更新内容のご案内」をご参照のうえ、WEBにてお手続きをお願いします。 更新をご希望されない方も同様にお手続きください。 ログインには加入者番号が必要です。ご不明な方は下記お問い合わせ先までご連絡ください。
	前年同等プランで更新される方 今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)*1
随時加入 OK! 上記募集期間終了後の取扱い	新規加入の受付を随時させていただきます。 2026年3月1日以降のお申込みはこちらよりお手続きください。 URL http://ezoo.jp/ds5/keio26042510 

■この保険は、慶應義塾大学病院を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として慶應義塾大学病院が有します。

*1 <ご注意> 現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

株式会社慶應学術事業会

住所：〒108-0073 東京都港区三田3丁目2-3 万代三田ビル4階

TEL：03-3453-3846 (義塾内線：22486) (受付時間：平日午前8時30分～午後5時)

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部 文教公務室

TEL：03-3515-4133 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

《事故時の連絡先》

保険会社

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

TEL：0120-720-110 (受付時間：24時間・365日)

代理店

株式会社慶應学術事業会

住所：〒108-0073 東京都港区三田3丁目2-3 万代三田ビル4階

TEL：03-3453-3846 (義塾内線：22486) (受付時間：平日午前8時30分～午後5時)

HP：<https://www.keio-ins.com>